

海外がからむ相続税（納税義務者と課税対象財産の範囲）

1. 納税義務者（相続税）

①	住居無制限納税義務者	相続又は遺贈（死因贈与を含む。以下、全ての箇所で同じ）により財産を取得した個人で、その財産を取得した時において日本国内に住所を有する者。
②	非居住無制限納税義務者	相続又は遺贈により財産を取得した 日本国籍 を有する個人で、その財産を取得した時において日本国内に住所を有しない者（その個人又はその被相続人が、その相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本国内に住所を有していたことがある場合に限る）。
③	制限納税義務者	相続又は遺贈により 日本国内にある 財産を取得した個人で、その相続を取得した時において日本国内に住所を有しない者（上記非居住無制限納税義務者に該当する者を除く）

被相続人 \ 相続人		国内に住所あり	国内に住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			5年以内に国内に住所あり	5年以内に国内に住所なし	
国内に住所あり		住居無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者		制限納税義務者 (日本国内の財産を取得)
国内に住所なし	5年以内に国内に住所あり				
	5年を越えて国内に住所なし				
日本国籍なし					

★制限納税義務者

日本国内にある財産を相続したら、日本に来たことの無い外国人であっても、日本国に相続税の申告をする場合がある。

2. 課税される相続財産の範囲

①	住居無制限納税義務者	国内・国外 全ての相続財産
②	非居住無制限納税義務者	国内・国外 全ての相続財産
③	制限納税義務者	国内にある財産のみ（日本国外にある財産には、日本の相続税は課税されない）

3.事例

<p>事例①</p>	<p>被相続人A(日本国籍・日本居住) 相続人 妻B(日本国籍・日本居住) 長女C(日本国籍・海外居住) 二女D(日本国籍・日本居住) 相続財産 不動産・預貯金 相続財産は全て日本にあるが、二女Dは外国で市民権を取って生活している。</p>	<p>①納税義務者の判定 B・C=住居無制限納税義務者 D=非居住無制限納税義務者 (他国の市民権を取っているいかどうかは日本での判定に影響せず) ②課税される財産の範囲= 全世界財産に課税される ③法定相続人=3人 基礎控除額=8000万円</p>
<p>事例②</p>	<p>被相続人A(日本国籍・日本居住) 相続人 妻B(日本国籍・日本居住) 長女C(日本国籍・日本居住) 相続財産 不動産・預貯金 A・B・C全て日本国籍、日本居住であるが、相続財産の一部が海外にある。</p>	<p>①納税義務者の判定 B・C=住居無制限納税義務者 ②課税される財産の範囲= 全世界財産に課税される ③法定相続人=2人 基礎控除額=7000万円</p>
<p>事例③</p>	<p>被相続人A(外国籍・日本居住) 相続人 妻B(日本国籍・日本居住) 長女C(日本国籍・日本居住) 相続財産 不動産・預貯金 被相続人は外国籍で日本居住、妻子は日本国籍で日本居住。 相続財産の一部は海外にある。</p>	<p>①納税義務者の判定 B・C=住居無制限納税義務者 (被相続人の国籍に影響されない。) ②課税される財産の範囲= 全世界財産に課税される ③法定相続人・基礎控除額 被相続人が外国籍のため、準拠法が変わる。</p>
<p>事例④</p>	<p>被相続人A(外国籍・外国に居住) 相続人 妻B(外国籍・外国に居住) 長女C(外国籍・外国に居住) 長男D(外国籍・外国に居住) 相続財産 不動産・預貯金 A・B・C・D全て外国籍、外国に居住しているが、相続財産の内一部不動産は日本にある。</p>	<p>①納税義務者の判定 B・C・D=住居無制限納税義務者 ②課税される財産の範囲= 日本国内にある財産に課税 ③法定相続人・基礎控除額 被相続人が外国籍のため、準拠法が変わる。</p>
<p>事例⑤</p>	<p>被相続人A(外国籍・日本居住) 相続人 妻B(外国籍・日本居住) 長女C(外国籍・外国に居住) 相続財産 不動産・預貯金 A・B・Cは外国籍。A・Bは日本居住。子Cは外国に居住している。 相続財産は、日本と外国にある。</p>	<p>①納税義務者の判定 B=住居無制限納税義務者 C=制限納税義務者 ②課税される財産の範囲 Bが取得した財産=国内・国外とも課税 Cが取得した財産=国内財産は課税、国外財産は対象外。 ③法定相続人・基礎控除額=Aが外国籍のため、準拠法が変わる。</p>

事例 ⑥	被相続人A(日本国籍・外国居住) 相続人
	妻B(日本国籍・外国居住) 長女C(日本国籍・外国居住) 長男D(日本国籍・外国居住) 相続財産 不動産・預貯金 被相続人・相続人の全てが日本国籍・外国居住だが、海外に居住している。 相続財産は、日本と国外にある。

○被相続人Aが、5年以内に国内に住居があった場合

- ①納税義務者の判定
B・C・D＝非居住無制限納税義務者……相続人の5年以内居住のは判定は不要。
- ②課税される財産の範囲＝海外にある財産にも課税される。
- ③法定相続人・基礎控除額
3人、8000万円

○被相続人Aが、5年を越えて国内に住居がなかった場合

- ①納税義務者の判定
B・C・D＝それぞれ非居住無制限納税義務者か、制限納税義務者
各人ごとに5年以内に日本国内に住所があったかどうかを判定する。
住所があれば＝非居住無制限納税義務者
住所が無ければ＝制限納税義務者
- ②課税される財産の範囲
非居住無制限納税義務者が取得した財産＝全世界財産に課税される
制限納税義務者が取得した財産＝日本国内にある財産に課税される。
- ③法定相続人・基礎控除額
3人、8000万円

事例 ⑦	被相続人A(外国籍) 相続人	①納税義務者の判定 日本の相続税上は、日本に住所があるか否かで判定する。 ②課税される財産の範囲 非居住無制限納税義務者が取得した財産＝全世界財産に課税される 制限納税義務者が取得した財産＝日本国内にある財産に課税される。 ③法定相続人・基礎控除額 Aが外国籍のため、準拠法が変わる。
	妻B(外国籍) 長女C(外国籍) 長男D(外国籍) 被相続人・相続人は全て外国籍で、日本と海外に住所を持ち行き来している。 相続財産は日本と海外にある。	